

東京都 北区SDGs 推進企業認証制度

令和6年度第1回認証企業募集のご案内



SDGs推進企業認証制度とは？

SDGsの理念に賛同し、推進している企業等を「東京都北区SDGs推進企業」として認証する制度です。北区ゆかりの偉人である**渋沢栄一翁**は、「持続可能な経済の発展は道理・道徳を伴うべき」と説いています。渋沢翁の理念・功績はSDGsに通じるとして注目されており、北区も翁の精神を受け継ぎ、新しい時代に必要とされる事業者の取組を支援します。

◆ 認証対象

北区内に本社、支店等の事業所を有し、北区内で事業を営む**会社、個人事業主等**

◆ 認証期間

3年（認証日から3年経過後、最初の3月31日まで）



募集期間

令和6年5月13日（月）～令和6年5月31日（金）

提出書類

- ①申請書 ②誓約書 ③チェックリスト兼達成目標シート(第1面～第3面)
- ④登記事項証明書(法人)又は開業届(個人) ⑤納税証明書

提出方法

専用申込フォームによりご提出ください。

«申込フォーム»

東京都北区SDGs推進企業認証制度のホームページにリンクがあります。



認証のメリット

- ◆認証ロゴマークを使用することができます。
- ◆**SDGs取組事例集**をはじめ、企業の取組に関する資料を作成します。関係者とのコミュニケーションにお役立てください。
- ◆認証式にて、**認証書**を授与します。
- ◆認証企業の企業名や取組を**北区HP**、**区報**などで広くPRします。
- ◆**北区SDGsコミュニティ**に参加できます。勉強会や交流を通じて時代の潮流を捉えることができます。
- ◆**区制度融資**が利用できます。
その他、認証企業の皆さまの声を取り入れながら支援の充実を図ります。

制度の詳しい情報や申請書類の様式
は北区ホームページをご覧ください



北区 SDGs認証

検索

«北区HP»

«認証制度や申請に関する相談»

※令和6年4月10日（水）～6月7日（金）まで

北区SDGs推進企業認証制度コールセンター

((株)レックス・インターナショナル内 達見) **03-5211-5519**

※令和6年6月10日（月）以降

北区地域振興部産業振興課 03-5390-1234

◆ 申請から認証までの流れ



事前準備

認証制度への申請にあたっては、「**東京都北区SDGs推進企業認証制度 申請の手引き**」をご活用ください。SDGsや本制度の背景、特徴、申請方法等を説明しております。

STEP 1 申請要件の確認

申請要件(第3号様式第1面)に記載の**8つの項目すべてにチェック**できるか確認します。
チェックされない項目が一つでもある場合は申請できません。

STEP 2 SDGsチェックシートの作成

SDGsチェックリスト(第3号様式第2面)にチェックをします。**対象項目のうち、70%以上**にチェックされていることが認証の要件となります。

STEP 3 SDGs達成目標の作成

SDGs達成目標(第3号様式第3面)を作成します。

3つ以上の達成目標を掲げ、実施・推進していくことが認証の要件となります。

※達成目標のうち1つ以上は「地域社会への貢献」に関連するものを掲げてください。

※達成目標は年に1回、達成状況を事務局に報告していただきます。

報告時には、必要に応じて新しい目標を設定していただきます。

STEP 4 必要書類の提出

必要書類を揃え、提出します(表面参照)。紙削減、事務処理効率化等の観点から、専用申込フォームによる申請をお願いします。

令和6年度第1回募集締切：令和6年5月31日（金）

結果通知・認証書の交付

事務局での受付後、審査会での審査・報告を踏まえ、認証の可否を決定します。(9月頃)

申請企業へは認証の可否を個別に通知します。また、認証企業へは認証書を交付します。(10月頃)